

暮らしの中の
様々な「困った」に
ならないための
法律の話し
あれこれ



身近な暮らしの法律解説

植村浩史司法書士事務所



地下鉄御堂筋線「あびこ駅」3番出口すぐ
北野マンション3階 305号

法律相談・借金問題・遺言・登記・相続・後見等
植村浩史司法書士事務所

〒558-0011

大阪市住吉区苅田7丁目12番19-305号

TEL:06-6699-4054/FAX:06-6699-4056

E-mail:uemura.558-0011@nifty.com

contents

相続	3
離婚のはなし	3
詐欺のはなし	5
クーリングオフ	6
成年後見制度	6
クレジット	7
明け渡し(賃貸借終了)	8
借地権	8
保証人	9
火災	10
交通事故	10
裁判所	11
訴えてやる	12
税金対策	13
婚約破棄	13
未成年	14
任意後見	14
差押	15
時効	16



法律は知っていても
得をしないが
知らなければ損をする
厄介な代物です。
普段の生活には不必要です。
でも、一生に何回かは
誰でも来る「いざ」という
時のための予備知識になれば
との思いでこの原稿を
書いておりました。
30回を記念して

この小冊子を作りましたので
お役に立ちましたら幸いです。
ただ本当に困った時は
専門家へ行ってくださいね。



■身近な暮らしの

法律解説



相続

我々司法書士が相続登記の仕事を受ける時は通常問い合わせの電話から始まります。

「あの〜夫が亡くなりましたので名義を変えて欲しいのですが…」

これが相続を原因とする所有権移転です。「奥さんに移転するのですね」そこで必要な書類を揃えて貰い、事情を伺います。

①夫はいつ亡くなったか？②法定相続人は？③遺言書の有無です。

夫婦に子供がいる場合はほぼ問題はありません。遺

産分割協議書を作成し、実印と印鑑証明書を用意して貰います。

問題は子供が居られないケースです。夫の両親は亡くなっている場合がほとんどなので、兄弟姉妹の有無です。(その兄弟姉妹が亡くなっている場合はその子供に代襲相続される。)

有りの場合の法定相続分は妻3/4で兄弟姉妹は全体で1/4になり、全員での遺産分割協議が必要になります。

つまり内々だけで出来ないという事です。この場合は遺言書を書いて貰えば、その後の煩わしい手続きは不要になります。

■詳細はご相談の際にご説明いたします。

■ご相談は植村司法事務所 所まで

■身近な暮らしの

法律解説



離婚の はなし①

「どついても無理、子供のために我慢しているけど、もう限界」と思っている人は、案外多くいらっしゃると思います。そう「離婚のはなし」です。

その形態は「訴訟離婚」、「調停(審判)離婚」、「協議離婚」の3つになります。

ほとんどが協議離婚です。離婚届に署名押印し、必要事項を記入、証人2人(婚姻届と同じ)で、晴れて赤の他人です。

〈署名押印の時は、離婚意思があったのに、相手に渡したとたん、いろいろ考

えて止めたいと思ったら、不受理申出書を本籍地の役所に届ける〉

未成年の子供がいる場合は、親権者(親権者と監護権者の場合も)を決めますが、ほぼ母親になります。

離婚成立後ほとぼりが冷める頃に「何で私だけが、子供の生活費用の全部を払うのよ。不公平だわ」と思つようになります。そう養育費の問題です。

(他に財産分与・慰謝料請求の問題も)2人の子供です。(親子の縁は切れな)いそれぞれが扶養義務があるわけです。

問題はその金額です。

【続く】

■ご相談は植村司法事務所 所まで

■身近な暮らしの

法律解説



離婚の はなし②

問題はその金額です。家庭裁判所には養育費算定表があります。夫の収入・妻の収入・子供の年齢や人数によって、金額が変わります(参考)夫婦が平均的な年収で、子供2人の場合、月6〜8万程度)。

この表はあくまでも参考です。夫婦の合意があれば、こだわらる必要はありません。

金額も決まり、離婚後に「最初の1年は、養育費も振り込まれていたが、その後は全く無い」ことに備えて、公正証書で作成するか、

家庭裁判所での調停調書を作成することを薦めます。

これらがあればすぐに夫の給与を差し押さえることが出来るからです。

その次が氏(姓)の問題です。皆さんもご存じのとおり妻は離婚届の時に、婚姻前の氏か婚姻時の氏を選択します。

子供を引き取る場合は、婚姻時の氏(婚氏統称)がほとんどと思われます。子供との氏が違つことになるからです。子供は妻(母)が引き取り、親権者も妻です。しかしその妻の戸籍謄本を取ってみて、びっくり!!

【次号に続く】

■ご相談は植村司法事務所 所まで

■身近な暮らしの

法律解説



離婚の はなし③

戸籍を取ってみてびっくり!妻の戸籍には、子供の名前が載っています。「親権者は私(妻)なのに、どうして…」

離婚届けによって夫婦間があかの他人になりますが父子の親子関係は切れることはないからです(通常は夫が筆頭者として届けている限りにおいて)。

よって子供の名前は元の戸籍に継続して存在します。もし夫が再婚したり、転籍または戸籍取得に不便や不利益になる虞があるのなら、子供の籍を母の戸

籍に移すことが出来ます。

これを子の氏の変更届と言います(実際に氏2名字が変わらなくとも)。

住所所在地の家庭裁判所(大阪市内なら大阪家庭裁判所大阪府大阪市中央区大手前4-1-13)に申立を行います。

費用は子供1人に対し印紙代800円、添付書類は戸籍(子と母の分2通)と郵便切手程度です。

通常即日許可がおりているようです。その許可書を本籍地の役所に持参すれば、子の戸籍は母の戸籍に記載され1安心です。

■ご相談は植村司法事務所 所まで

■身近な暮らしの

法律解説



詐欺のはなし

その①

昔は結婚詐欺で今は振り込め詐欺が代表格ですね。それらは置いて、身近な不正請求・不当請求の話をします。

全然身に覚えが無いのに、封書で請求がきた。その場合は一応家族に聞いて関係がなければ破いてください。(封筒や書面にも怪しげな雰囲気があります)。

反対に連絡すると危険です。それを切っ掛けに、次々と別の封書が届きます。(あちら側で繋がっている)。

よくあるのが数年前に

お金を貸した貸し主から債権を譲渡されたと言っ

通知です。民法の債権譲渡の對抗要件は、旧債権者からの通知になっているので、有効な通知ではありませんが、もし身に覚えがあるのなら、相談機関に行き

ましょう。

最後の弁済から5年が経過していれば時効消滅の可能性がありますが、詳しいことはそこの話下です。

次にインターネットで次々とサイトを見ている間に、「会員に登録されました。諸費用4万8千円を振り込んでください」と

いうの画面が出てきて、冷や汗がドットコム...という

ケース。次回へ続く

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



詐欺のはなし

その②

「会員に登録されました。諸費用4万8千円を振り込んでください」という画面が出て、まず慌てないで落ち着いてください。

そのサイトは消して結構です。こちらからメールや電話をしない限り、向こうからは連絡のしようがありません。

所謂「ワンクリック詐欺」ですが、勝手にお金が落ちるわけではないです。しかし「君子危うきに近寄らず」で、一度とそのサイトには近づかないほうがいいです。

逆に放っておいていけな

いの裁判所からの通知です。訴訟・支払督促・執行通知など内容は多岐に渡りますが、まずは封を開けて、内容を確認してください。

通常答弁書や意見書などあなたの言い分を書く書面が入っています。全く思い当たらなかつたら、その旨を書いて返送してください。そのまま放っておくと、相手側の言い分が100%通った勝訴判決があります。2週間経てば確定です。

取りあえず法律相談機関に行きましょう。

今回は訪問販売・電話勧誘販売について解説する予定です。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



クーリングオフ

日常誰もが何度も経験があると思いますが自宅にくるいである時、又は忙しい時に限って「ピンポン」普段鳴らない電話が「ブルブル」出てみると何かのセールス。

「結構です」って普段は言っているのに「たまたま話を聞いてしまった」「世間話をしちゃった」「断り切れなくて署名と判子押しちゃった」「主人にも言えないし...

そういう時は誰にでもありま

グオフ(契約の無条件解除)制度が作られました。

冷静な時に冷静な判断をとという趣旨です。

以上のケースは法律的には訪問販売・電話勧誘販売に該当し、書面を受け取ってから8日以内に契約解除通知(特定記録郵便)を

発送してください。

業者側は契約が無かつたものとして、取り扱わなければならぬという規定です。基本的には商品の返還義務の発生と代金の返還請求権の発生になります。

個々のケースで異なる事もあると思いますので1人で悩まずに相談機関へ。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



成年後見制度

「おじいちゃんがポケちゃった」

ならないことにしたこととはありませんがよくある話です。親族会議を緊急に開いて、「取りあえず施設に入って貰いましょう」

その費用は親族で何とか立て替えたが、「おじいちゃんが1人で住んでいた家はどうしましょう?」

そのまま空き家にするのも物騒だし、長男に贈与するの税金が面倒だ(相続時清算方式もあるが)。

そこで「不動産を売っ

て、おじいちゃんの施設の費用と生活費に充てたい」と結論が出ました。買い手も見つかりました。しかし法律行為である売買契約が成立しません。おじいちゃんの意思が表示できないからです。

「長男さんが代理すれば」と思うかも知れませんが、その代理契約(委任契約)も法律行為なので意思表示が必要なんです。

黙って売買契約をするともちろん違法行為で登記をするのと公正証書原本不実記載罪にも問われます(他の可能性も)。

そこでその、成年後見の申立が必要になるわけです。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

続く

■身近な暮らしの 法律解説



成年後見制度②

申立はおじいさんの住んでいる管轄の家庭裁判所ですが後見人の候補者を選ぶ必要があります。

息子さんでも娘さんでも大丈夫ですがおじいさんの施設の近くに誰も居ない場合は、職業成年後見人(弁護士・司法書士・介護福祉士等)になって貰うのも一つの手です。

申立の手続きは印紙代4800円で戸籍謄本や医者の診断書等も必要になります。個人で作成するのは難しいと思います(書

類作成のみは司法書士が出来ます)。

申し立てると候補者は、家庭裁判所で面談が必要になりますし、後見人決定の審判の後も、財産目録の調整、土地などの財産処分の場合には家庭裁判所の許可が必要です。その他のお金の出し入れ等にも定期的に報告が必要になります。

いろいろと面倒ですが反対におじいさんが勝手に悪徳商法と契約をして、すぐに取り消すことが出来ません。

注意が必要なのは後見人がおじいさんの財産を勝手に使つと刑事事件(横領罪)になりますので心しておきましょう。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの 法律解説



クレジット

住宅ローンやクレジットカードを持っている人はいくらでもいます。

借金というピンと来なくてもカードでショッピングしている人は自動的に立替えて貰い、そのクレジット

ト会社にお金を借りていることになるのが通常です。

つまり、借金というイメージをなくすため、クレジット

ト会社はスマートな広告をしていると言っても過言ではありません。

勿論、毎月順調に返済していれば何の問題もありません。ただ会社の解雇や自

営業の不振が起った場合が問題となります。

カードにはキャッシング機能もついているため限度一杯まで借りたとしても、貸金業法改正で新規の借入はほぼ絶望的です。

そこで法的処理という事になります。総額を5分の1にする「個人再生」、支払義務をなくす「自己破産」、利率を変ええる「任意整理」などです。

住宅ローンを抱えている人は個人再生を考えるといったように、まさしくケースバイケースになります。

それぞれに解決策はありますので、一人で悩まずにまず相談してください。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



明け渡し (賃貸借終了)

「ここにも長年住んでいたけれども子供も自立したので、もっと狭くて家賃の安い処に引っ越そう」と妻と話した。

適当な物件も見つけたし敷金も何とか用意した。近くにコンビニもあるし、引越の業者も探した。

その1ヶ月前に管理会社にも電話した。やれやれと思っていると、引っ越したあとに請求書が来ました。リフォーム屋さんの請求書です。クロステ、置代等。さてこれを全部支払う義務はあ

るのでしょうか？

法律用語で言う現状回復義務。借りた(貸した)時の状態に回復する義務で、誰が負担するのが問題です。

国土交通省のガイドラインでは、通常損耗(普通に使用していた状態、例えばクロスや畳の黄ばみなど)は貸し主負担。

特別損耗(故意過失で壊れた状態、例えば夫婦げんかで穴が空いたドア等)は借り主負担になります。

なかなか判断が付きかねるので、明け渡しの前に写真を撮っておくことをお勧めします。やはり争いになれば証拠が大事です。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



借地権

おじいさんが亡くなりました。大往生です。財産は70年前に建てた家と少しの預貯金です。

親族会議で今後のことや遺産分割のこと、税金は大丈夫か等の話し合いをしました。

おじいさんとおばあさんは一緒に住んでいましたが、子供達はそれぞれ独立しています。家の名義をおばあさんにするとまた登記を変えんことを考えて長男にしておこう。相続税は家の価値がしれているので大丈夫だろうと次男がパソコンで

調べました。

これで一件落着いでしょうか？

まず家が所有で土地が他人なら借地権が成立しています。借地権は土地の評価(路線価)の5〜7割(借地権割合)の価値があり、相続財産に加算されます。

それと登記をそこに住んでいる人以外の名義にする、その土地が売却などされた場合は対抗できません(勝てない)。住んでいる人の名義にして、初めて対抗できます(勝てる)。(旧建物保護法、現借地借家法)になりますので、ご注意ください。専門家に聞きましょう。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



保証人①

現在社会には、それぞれの保証人制度があります。基本的には本人が責任を取れない時に保証人がその責任を果たす制度になります。

親戚の子供が学校を卒業し、会社に就職する時によく頼まれるのが身元保証人です。工作上故意過失により会社に損害を与えたとなどに請求されます。

通常は期間を書かない書類ですので、3年間はそれにすぎます。(身元保証に関する法律)

もし5年以上の保証期

間があったとしても5年に短縮されます。「5年間は仕事で失敗しないように祈りましょう」。

よっぽどことがない限り、会社は請求しないと思いますが、知識として知っておきましょう。

次に賃貸借契約書の保証人です。これは借り主の賃料及び特別損耗(畳のたばこの焼けこげ、夫婦げんかの時のドア・壁の穴等)費用を借り主が支払えないときは、保証人に請求書が来ます。

その為の保証人制度なので、貸し主は様の保険を取っているみたいなもので安心です。

続く

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



保証人②

やはり一番怖いのは借金の保証人に間違いないでしょう！

法律的には通常の保証人と連帯保証人があります。(根保証というのがあります)が割愛します)何が違うか！

借金(貸金)は、貸し手の債権者・借り手の債務者。それを保証する人(保証人・連帯保証人)の三者に構成されます。期限があればその経過後に債権者が債務者に「貸した金返せよ」と言えます。

債務者が返せない保証

人に「債務者が返さないから、保証人のあんたが金返せよ」となります。

しかし連帯保証人の場合は、この手順を抜かして直接連帯保証人に「金返してね」と言えるのです。(法律的には催告・検索の抗弁権がないといえます)。

保証人がお金を払うとその債権は債務者に対する求償権に変わります。(代わりに金払ったからその金返せよ)。

支払ったら、契約書と領収書は必ず貰っておきましょう。

結論は結局保証人になるのは、よくよく考えてからに！

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



火災

地震、雷、火事、親父。昔からおつかない物として挙げられています。実際本当に恐ろしい物です(最後を除いて)。

先月にも、近所で火事がありました。お一人が亡くられましたのでご冥福を祈ります。

その火災は全焼でした。では、そのお隣の延焼はどうなるの...いや延焼にはならなかったが、消火活動で家財道具は水浸し、もう使え物にならない。どうなるの? やつぱり火元の人に弁償

して貰いましょう。

法律的には?

お気の毒ですが損害賠償請求は出来ません。通常は民法709条の不法行為に該当しますが、火事の場合は特別法「失火の責任に関する法律」で民法709条を排除しています。

つまり損害賠償は通常出来ません。そこで、泣き寝入りになるのです。

「火事は七代祟られる」とはそういう意味です。くれぐれも気を付けましょう。

家には火災保険を巨額掛けましょう。自分で身を守るしか術はありません。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



交通事故

身近に起きる災難の一つに交通事故があります。よく道路の脇に花束や線香等のお供えや事故の目撃情報のお願いの立て看板を見ることがあると思います。

住吉区内だけで579件(平成23年内死亡事故1件・重傷事故48件・軽傷事故530件)が発生しています。

死亡事故や重傷事故は、被害者も加害者も家族を

巻き込んだ悲劇になり得ます。日頃の交通安全は勿論ですが、今回は事故が起きた後の法律関係等です。自

動車対人の事故だと想定します。

加害者(自動車運転者)の立場ですと車には自賠責と任意保険が入っています。いちばん大切なのは、事故が起きたら、警察に通報、怪我があったら、救急車に通報することです。

「免許の点数が無いから、何とか示談で済ましたい」と思ったら、あとで大変なことになりかねません。後から被害者の体の具合が悪くなるのが、交通事故の特徴だからです。

事故後に、警察に事故証明を作ってくださいと言っても、絶対作ってくれません。

続く

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



交通事故②

事故後の処理については、加害者は損害保険に加入していますので会社が対応してくれます。TVCMでもイヤ程流れてきますが「お見積もりは今すぐ、フィットなら年間1万円。ゴールド免許なら、更にお安く」等。なぜそんなに安くなるのでしょうか？

それは被害者へ支払う金額を低く抑えるからです。損保は、当事者間の対応を嫌います。過失相殺(被害者側の過失を探し出す)によって、損害賠償金を安くし、担当の成績を上げ会社

の利益を追求するためです。(全ての会社が該当するとは言えませんが...)。

この業界は、まさに安さ合戦になってきています。過当競争です(資本主義の世の中なので仕方ないですが)。

一番の悲劇になるのは、被害者です。事故に遭って加害者が見舞いにも来ないし、損保担当者(又は契約弁護士)は、まるでこちらが悪いような対応をします。そうなる被害者は精神的にも疲弊してきます。

やがて安い賠償金で和解してしまいます。被害者の方こそ、各種相談機関に行かれた方が、いいと思います。

■ご相談は植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



裁判所

少年事件(不良少年の補導)と家事事件(離婚調停・遺産分割協議等)は家庭裁判所(大阪はNHKの隣り)。第一審の簡易裁判所(140万円以内の訴訟等)と地方裁判所(それ以外)、上級審の高等・最高裁判所があります。

普段の生活を平穏に送っている人には、一生縁遠いと思いますが知識として知っておいて損はないです。

大阪の地方裁判所等は西天満にあります(だから弁護士事務所も西天満に多い)。有名処では、池田小事件、和歌山カレー事件

(第2審)、羽賀研二、小室哲哉らの裁判も大阪でした。

裁判所の正面玄関には、その日の予定表が置いてあります。民事事件(個人が相手を訴える)と刑事事件(検察が被告人を訴える)がありますが数の多さにびっくります。

特に刑事事件にはマスコミに出ていない殺人事件等の凶悪事件もほぼ毎日やっています(特に多いのが覚醒剤事件です)。

裁判は公開が原則なので誰でも傍聴できます。今、社会問題になっているじゅん子を裁判所に連れて行ったらびったりやめま(それほどシビアな雰囲気です)。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



訴えてやる①

AさんはBさんから相談を受けました。こどもが病であることとお金が大変だということ、Aさんは男です。

黙って20万円を差し出しました。Bさんも黙って頭を下げて20万円を受け取りました。美談はそこで終わりません。

Bさんから長期間連絡がありません。いつまで経っても「ウンとモスンとモ」言ってくるません。さすがのAさんも業を煮やし、自分で調べて訴訟をすることにしま

した(無事訴状受理と仮定して(普通は無理です))。

Bさんへは答弁書と裁判日の通知書が裁判所(大阪簡裁)の独特の茶封筒で送られました。

Bさんはびっくります。訴えられたのは初めてです(通常はそつですよね)。面倒だし、何を書いていいのかよくわかりません。放つて置くのかと迷いますが、知人から「放つて置く」と相手の言い分が1000%認められるから、取りあえず、答弁書に自分の言い分を書いて、裁判所に行け」と言われ、Bさんも「そんなものかと」、渋々...

続く

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



訴えてやる②

それぞれの主張はこうです。

Aさん「私はBさんに20万円貸した。(法律的には無期限の金銭消費貸借契約)」

Bさん「Aさんは私に20万円を援助してくれた。(贈与契約)」

全く対立しています。そこで必要なのが証拠です。「男は黙ってサッポロビール」というTVCMがありました。貸したのかあげたのか「A、Bさん確認しましょうね。」

老婆心ながらAさんはあげたと思い、Bさんは借りたと思っていたらこんな事にはならないので普段からの心がけも大切ですね。

さて裁判ですが証拠が無いのでAさんの請求は却下され、Aさん敗訴です。ただ裁判官の判断で、和解が薦められる場合があります。確認しなかったのはお互いのミスだから10万支払って仲直りしましょうとか分割弁済等(和解書は作ってくれます)。

裁判沙汰は2人にとってあんまりいい気分ではなかったはず。経験にはなりますが、こういう場合は共有の友人に仲裁に入ってもらいましょう。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



税金対策

政権も交代し、消費税をはじめ増税の嵐がやって来そうです。(景気のいい話しはやってきませんが)その一つ相続税の対策のお話しです。2015年度から相続税の控除額が引き下げられ実質的に増税になりそうです。

預貯金のたっぷりある方は、富の再分配のために相続税もたっぷり支払えば良いと個人的には思います。が、住んでいる家が相続財産の場合はそうとは言えません。お金を借りて相続税を支払う羽目にもなりかね

ません。

対策として、その土地建物を相続時清算方式の贈与による所有権移転か贈与控除額(110万円)分の所有権(持分)移転を毎年繰り返すやり方がありません。

前者は詳細な規定です。ここでは割愛しますが、後者の場合は妻と一人の子供の場合で10年経過すれば最大2200万円の相続財産を減少出来ます。

登記費用と不動産取得税は掛かりますが、税務署の面倒かつ煩わしさを考えれば高くはありません。遺言書と共に考える事が残された者への思いやりかも知れません。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



婚約破棄

人生の門出である結婚(婚姻)に至るまでの話しです。

世の中、雑誌を見れば「婚活」の文字が躍っています。婚約破棄のお話です。婚活で相手を見つけて、ゴールイン寸前で一方的に破棄。まさに「どっぴろっぴろっぴろ」です。民法には婚姻についての条文は多数ありますが婚約については明文化されていません。

判例で「男女が誠心誠意をもって婚約を為さることを約する場合」とあり、解りやすく言えば欧米なら指輪をもってプロポーズ、日本なら儀式としての結納が解りやすいでしょうか? その後身勝手な理由で破棄した場合は、民法416条債務不履行で損害賠償です。判例では金額は30万~200万となっています。そういう意味では結納がハッキリした証拠になります。

普通そこまで考えませんが昔からの慣習にはやはり意味があります。精神的準備とか...

でもいけばん大事なものは、誠実な相手を見抜く第六感かも知れませんね、運とか...

その点、昔の「見合い」はすばりしかったかも? ■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



未成年

成年になる年齢は国によって異なります。アメリカは各州によって18、19、21歳。ヨーロッパ諸国 中国は18歳。韓国は19歳、ネパール・キルギスタンは16歳、ブルトリコは14歳と様々に慣習や宗教観が反映されているみたいです。

ご存じ日本は20歳、これは民法第9条「年齢20歳をもって成年とする」とあるからです。

未成年者は、煙草、お酒がダメ、選挙権がないと連想しますが法律行為が単独で

出来ません。

法定代理人(親)の同意を必要とします。契約書などで親の署名捺印の欄をご存じと思います。無ければ取消が可能となります。民法731条で男は18

歳、女は16歳で婚姻が出来ます。未成年の既婚者の場合は法律行為をするのにいちいち親の同意を付けるのは社会生活に支障があるとのこと、成年に達したものとみなされます。

離婚後もその効力は代わりません。しかし煙草・お酒もダメで、選挙権は有りません。婚姻にも、親の同意が必要です。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



任意後見

成年後見には2種類あります。認知症になってから決めるのが法定後見、しつかりしている時に、決めるのが任意後見です。

後見人は本人に代わって法律行為(財産管理・療養看護契約等)をするので、この人になって欲しいとか、こんな人には絶対やって貰いたくない等が出てくるのが人情です。

それを公正証書で契約するのが、任意後見契約です。そこには代理権の内容、契約の解除条項、費用の負

担等を決めておきますが、一番重要なのは報酬規定です。

最初は「お金目当てで後見なんか出来ない、無報酬でいい」と思いがちですが、後見は万が亡くなるまで続く制度なので、これはお互いきつちりと考えておきましょう。

見舞いに行ったり支払に動くことにもなりますので「月1万円」とか、「月2万円」等を入れておきましょう。それがお互いのためです(勿論財産状況によりますが)。

監督人選任後は、入出金は管理されますので、勝手に引き出し等は出来なくなるしチェックが入ります。 ■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



差押①

AさんはBさんに金120万円を貸すことになりました。お金を用意し、自分で調べて書類もきちんと作りました。それにBさんの実印・署名・印鑑証明書も貰っておきました。Aさんも「これで大丈夫だろう」と思っていました。

ところが、案の定Bさんは返済期限が来て、ウンともスンとも言ってきません。(普通は返事ぐらいいは返ってきますが、話しの都合上)

Aさんは裁判を起すことにしました。証拠は充分

揃っています。相手は欠席

したため全面勝訴です。2週間経過し判決も確定しました。

しかし真の問題は、これからなのです。Bさんが「そうだ私が間違っていた、耳を揃えて120万円返そう」という人ではないことです。

それから内容証明も出しましたが、全く返事がありません。「話しの都合上、こういう人は居ないこと」を望みます

次の段階が、そう今回のテーマである差押です。不動産・不動産・債権等差し押さえる物は様々ですが、重要なのはAさんがBさんの

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



差押②

AさんはBさんの特定できる財産を知っていなければ差押えが出来ない事です。

つまり貸す前にめぼしい財産をチェックしときましょ。

商人さんなら理解して貰えると思いますが必要以上に「車はベンツ・時計は口レックス・金びかのネックレスにヴィトンのバック」(いわゆる成金ルック)を見せつける人は、いざという時にそれらを差押えたらどうという悪感があるので商売相手にしてくれるわけです。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

(趣味は悪いが、金目の物はありませう信用力)。

判決後に財産を捜すのは難しいです。

「昔前のホームドラマなら家財道具一式(筆筒・長持ち・着物・箸・茶碗・ちやぶ台まで)に赤紙(差押物件表示票)が貼られたシーンを何度か見た覚えがありますが、今は法律の変更で生活必需品の差押えは禁止になっています(債務者にやさしい日本)。

その他の動産もほぼ無価値で処分にお金がかかるともなりかねないので無駄骨でしょう。ではどうすればいいのでしょうか?...

続く

■身近な暮らしの

法律解説



差押③

ではどうすればいいのでしょうか?

相手が会社員なら会社名と所在地(本社)を書いて貰いましょう。給与の差押えが出来るからです。確実に相手側にダメージを与えます。(誰でも勤め先で裁判沙汰が解ればイヤなはずですので効果が大きい)支払可能性が高くなります。(但し差押え金額等に制限があります)。

商人ならどうでしょうか?

取引銀行名と支店名が解れば、何とかなる場合が

あります。掛かっているカレンダーに銀行名が書いてあれば覚えておきましょう。

次に自宅です。不動産は差押え登記も可能ですから登記簿謄本を取っておくのも一つの手段になります(住所と地番とは異なります)。

すべて相手にお金を渡す前に、揃えて貰うのがいいでしょう。これだけ準備しても相手が自己破産した場合は、何も出来ませんし、お金は返ってきませんのでそのリスクは考えておきましょう。

やはりお金を貸すのは慎重に...

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説



時効①

懐かしの刑事ドラマ「太陽にほえろ」で犯人が殺人を犯したあと、反省し真面目に働きながら身を潜めて居るところ、あと数時間で時効(刑事告訴の期間が成立する)という瞬間にマカロニ刑事(殿)が刑事にマカロニ刑事(殿)が逮捕するという筋書きがあったかと思いませんか?

犯人の心理にも立てると、被害者側の気持ちもわかるという名作ドラマでした。現実にも3億円事件・グリコ森永事件の時効は成立しています。

世田谷一家殺人事件を切っ掛けに刑事訴訟法が改正され、死刑の罪には、公訴時効は無くなりました。

当タウン新聞の配布されている地域の中には、凶悪事件や犯人の潜伏が無いかを祈りまして、民法に関する時効の話です。解説書には「一定の期間、占有あるいは権利の不行使といった一定の事実状態が継続した場合に、一定の者がこれを援用することによって、その事実状態に即した権利の取得・消滅という法律効果を発生させる」となっています。

どいつのこと?... 平たくいうと、真実の権利より、現状が勝ちますよ

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの法律解説

時効②



民法では20年以上対象物を占有(持っている)している対象物の所有権を取得します(取得時効)。

解りやすいのが土地です。Aさん「500年前、これらの土地はうちの先祖の土地であった。」Bさん「うちの6代前が、江戸時代に買ったのだ」とそれぞれ古文書を持ってきました。Cさん「30年前からずっと住んでいます。条件が揃って時効取得を主張します」。

裁判ではCさんの勝ちです。「500年前からの所有者を調べ、それから誰に

相続され、誰に売ったか等々を調べるよりも(真実の権利)、30年間住んでいる人(現状を)を重んじますよ」ということです。尖閣諸島・竹島にも「実行支配」というのは、それが絡んでいるのでしよう。逆の立場になれば「これは私の土地だから出て行ってください」と主張しなければなりません。

市や国が土地の不法占拠で住んでいる人に退去命令が出るのも「かわいそう、かめへんがな」と思っているとき効取得で土地の所有権がなくなつて(移転)しまつからです。(他の方法も考えてほしいですが…)

つづく
■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの法律解説

時効③



次は消滅時効の話です。本には「権利者の権利不行使状態が一定期間継続することによって権利消滅の効果を生ずる」と書いてあります。

簡単に言うとAさんはBさんに金100万円を貸しました。何もなく10年が過ぎました。Aさんは訴訟を起こしました。

Bさんは消滅時効を主張しました。Bさんの勝ち：手話が貸金業ならば5年になります。(商522)その他の消滅時効を簡条書き

にします。

家賃・地代債権は5年(民169)、退職金債権5年(労働基準法115)、交通事故等の損害賠償請求権・離婚の慰謝料3年(民724)、医師・病院の治療費3年(民170)、給与債権2年(労働基準法115条)、商取引上の売買代・理容師クリーニング業者の代金債権・学校塾の授業料2年(民173)、運送費・ホテルの宿泊料・料理屋バーなどの飲食費1年(民174)。

あくまでも知識として、悪用は避けてください。パ1で1年経過し、つけを支払わなかったら出入り禁止です。人間の評価が下がります。悪い噂が流れます。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

司法書士 植村 浩史

大阪司法書士会加盟(阪南支部所属)
登録番号 2194号
簡易裁判所業務認定番号 212422号

- 1961年 大阪市住吉区生まれ
- 1998年 司法書士登録
- 1999年 行政書士試験合格
- 1999年 測量士補資格取得
- 2004年 簡易裁判所代理権認定
- 2011年 メンタル心理カウンセラー資格取得
- 2012年 2級愛玩動物飼養管理士資格取得
- 2013年 上級心理カウンセラー資格取得



植村浩史司法書士事務所の詳細についてはサイトをご覧ください



<http://www.u-shihou.jp> 大阪市 植村事務所 検索

身近な暮らしの法律解説

植村浩史司法書士事務所

暮らしの中の
様々な「困った」に
ならないための
法律の話し
あれこれ ②



地下鉄御堂筋線「あびこ駅」3番出口すぐ
北野マンション3階 305号

法律相談・借金問題・遺言・登記・相続・後見等
植村浩史司法書士事務所

〒558-0011

大阪市住吉区苅田7丁目12番19-305号

TEL:06-6699-4054/FAX:06-6699-4056

E-mail:uemura.558-0011@nifty.com

植村浩史司法書士事務所
の詳細については
サイトをご覧ください

<http://www/u-shihou.jp>

大阪市 植村事務所



暮らしの中の様々な
「困った」にならないための
法律の話しあれこれ②

contents

時効④	3
詐欺・強迫①～④	3～5
検察と警察①～⑨	5～9
刑事裁判①～②	10



司法書士 植村 浩史

大阪司法書士会加盟(阪南支部所属)
登録番号 2194号
簡易裁判所業務認定番号 212422号

1961年 大阪市住吉区生まれ
1998年 司法書士登録
1999年 行政書士試験合格
1999年 測量士補資格取得
2004年 簡易裁判所代理権認定
2011年 メンタル心理カウンセラー資格取得
2012年 2級愛玩動物飼養管理士資格取得
2013年 上級心理カウンセラー資格取得
2014年 宅地建物取引士(旧主任者)試験合格



法律は知っていても
得をしないが
知らなければ損をする
厄介な代物です。
普段の生活には unnecessary です。
でも、一生に何回かは
誰でも来る「いざ」という
時のための予備知識になれば
との思いでこの原稿を
書いておりました。
前回は引き続き

第2号を作りましたので、
お役に立ちましたら幸いです。
ただ本当に困った時は
専門家へ行ってくださいね。



■身近な暮らしの法律解説

時効④



それでは、どうやって消滅時効に対処すればよいのでしょうか？一番いいのが裁判上の手続きです。訴訟・支払督促等です。することによって、時効の進行が中断し、カウントが1から出直します。

あと内容証明を発送する手もありますが、6ヶ月以内に訴訟等をしなれば、効果がなくなります。あと債務者に承認書(内容・署名・実印・印鑑証明)を書いて貰うことも中断になります。が、やはり訴訟が一番有効な手段です。

というのは、一度勝訴判決で確定しますと前回の1年等の短期消滅時効の期間が10年に延びるからです。

A(債権者)さんは勝訴判決を得、消滅時効も10年に延びました。しかしB(債務者)さんは、払ってくれません。そうなるも勝訴判決で差し押さえに掛かります。そのため以前に書いたように名刺等は最低預かりましょう。給与の差し押さえが効果的です。法律とは問題がある人間関係の解決策の一つなので大事なことは「皆様借りたら返しましょうね、貸したら時効消滅があることを知っておきましょうね！」

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの法律解説

詐欺・強迫①



本来、人の行為は、その人の意思に基づいて、行われるべきものです。その意思とは何か？

街を歩いていてかわいい小物を見つけてました。値段も手頃で、ちょうど持ち合わせがあります。①小物がほしいと思う。②小物を買う決心をする。③小物を買うと店員さんに言うて売買契約を交わす(お金を渡す)の3段階に分かるとしましょう。

詐欺は①の「小物がほしい」に他人からの欺罔(うそ)が介在することです。た

例えば店員さんが「普段は10万円です売ってますがあなただけに1万円です」と言いました。普段、10万円です売っていたらお買い得です。普段から1万円です売っていたら、欺罔(うそ)があり詐欺になる可能性が高いです。いつも見ているTVショッピングや雑誌の広告で「これを身につけたら宝くじが当たった」等は詐欺行為とスレスレの処で勝負しています。

それは強迫とは？①小物をほしいと思わないのに②小物を買う決心をすることです。そこには他人の害悪の告知(買わなければ不幸になる等)が介在し、畏怖(こわが)つてして買った場合です。 続く

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

詐欺・強迫②



詐欺強迫も本心から①小物がほしいと思ったわけではありません。そこで民法では取り消すことが出来る。と96条①に書かれています。

取り消すことが出来るのは、無効と違って取り消す意思表示を相手方に伝えることが必要です。通常は口頭、電話、メール、内容証明郵便等を出して商品を返品して、お金を返して貰うが一般的です。

何故無効ではないのかと、最初は腹が立っていたけれども、小物が気に入っ

ちゃったとか、本人にとって利益になるケースも希にあるからです。そんな場合はそのまましておけば売買契約は成立したままです。

取消は、詐欺強迫が止んだ時点から5年・行為から20年以上経過すると出来ませんのでご注意ください。結局自分自身に判断能力を付けてその意思表示をすることが法律行為の前提です。

この判断に他人の介入の程度が強くなったのが、刑法の脅迫罪(刑222)や強要罪(刑223)に該当します。本人又は親族の生命、身体、自由、名譽、財産に對し害を加える告知をした場合は脅迫罪2年以下の懲役。

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

詐欺・強迫③



「自己又は親族の生命、身体、名譽若しくは財産に對し害を加えること以て強迫し又は暴行を用いて人をして義務なき事を行わしめまたは行すべき権利を妨害したる者は3年以下の懲役に処す」と強要罪(刑223条)ではなっています。

これらが該当するのは、反社会性が著しく違法性が高い場合で、一般の買い物には当てはまりません。

2012年10月の尼崎事件(角田容疑者自死により不起訴となった監禁殺人事件)はきつと脅迫・強要の

連続のことだったでしょう。(ちよつと極悪非道すぎますね)。

対象を不動産にしてみましよう。一生に一度あるかないかの売買で第三者との関係を見てみましょう。AさんはBに騙されて土地を売ってしまった。BはすぐにCさんに転売しました。

Aさんはその後土地の売買契約を詐欺として取り消しました。その結果はどうなるでしょうか？

Cさんが善意(詐欺の事を知らない)の場合と悪意(詐欺の事を知っている)の場合とで効果結果が変わってきます。 続く

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

詐欺・ 強迫④



Bが詐欺したことをCさんが知らなかったら土地はCさんのものです(善意の第三者判例で登記不要)。

それではAさんはどうなるの?土地は返って来ません(不法行為により損害賠償の請求となります)。CがBの詐欺をしたことを知っている場合は(悪意)、Aさんに土地が返ってきます。

これが強迫ならどうでしょう?か?C(第三者)が善意悪意に拘わらずAさんに土地が返ってきます。これは強迫された者が善意の第

三者よりも保護されるべきだからです。

詐欺の場合は、「騙されたあなたにも非があるのでは?」という意味で善意の第三者の方が保護されます。

それと詐欺強迫に拘わらず取消後の第三者に対しては、登記を備えた方が勝ちになります。住宅を買った方は解ると思いますが不動産が移転した場合は司法書士がすぐに法務局に登記に向かいます。(早い者勝ち)なにもともあれ詐欺・強迫には会いたくないものです。

やばいかなと思ったら、躊躇なく手を引くのが一番かもしれませんね。
くわばらくわばら
■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と 警察①



あまり馴染みがありませんが知っているのと為になるかも?

検察庁は法務省の特別機関で刑事事件では訴える立場にあります。検察官は司法試験合格者で国家公務員(平成23年度で2690人)です。

警察は国家公安委員会の特別機関として警察庁が置かれ警察行政の政策立案を行います。

都道府県の警察(大阪府警・兵庫県警)は現場を以て捜査取締を行います。

階級では警視正以上の幹部は国家公務員で、その他

は地方公務員です(踊る大捜査線でお馴染み)。総数は28万1309名、全国にいろいろあります。

犯罪が起きました。次に①警察が動いて検察に送致②被害者等が告訴告発③検察官による独自捜査(口ツキード・リクルート事件等の特捜に分かれます)。

その検察庁での受理事件が総数156万8299人(平成23年統計)にはびつくりです。

自動車による過失致死傷44.8%、一般刑法犯19.6%、道路交通法違反28.9%、その他特別法犯6.7%。ほとんど交通事故関連と思っていでしょう。身近に起きてほしくない一般刑法犯の内訳は?

■お困りごとは植村司法書士事務所まで
つづく

■身近な暮らしの

法律解説

検察と 警察②



刑事訴訟法は専門外ですが、

一般刑法犯の内訳は窃盗(万引き)が50.7%、ひったく(ちやつた)が50.7%、暴行・傷害(喧嘩)が50.7%、殴つちやつた・怪我させちやつたが12.1%、横領・背任(会社のお金を使い込んだ)が9.6%、詐欺・恐喝(オレオレ詐欺)が7.2%、強盗・殺人等凶悪犯罪(人殺し)が3.4%は、いけません)が3.4%です。

交通事故を含めた事件処理の内訳は、起訴(手錠はめて裁判された)が32.9%、不起訴(手錠はされたいけど裁判はなかった)が57.9%、家裁送致(少年院

に行くかもしれない)が9.2%です。

起訴(交通事故含む)された場合の裁判結果は、罰金(お金で済んでよかった)が84.8%、懲役(刑務所に入って労務する)が13.7%、禁固(刑務所に入るけど労務はない)が0.7%、拘留科料(軽い刑罰でよかった)が0.6%、死刑(死んじやいます)と、無罪(よかった)が0.1%、棄却等を足したら0.1%です(ちなみに死刑判決が9件あります)

【各国死刑事情】日本では絞首刑、アメリカは電気椅子と薬殺、中国は銃殺、アフガニスタンは石うち、サウジアラビアは斬首。
※統計は平成22年検察統計年報より。 つづく
■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と 警察③



刑事訴訟法は専門外ですが、

これから話すのは刑事訴訟法の一部です。どのように国家の治安を守るのか、また真実の発見と人権保障・適正手続きの調和をいかに図るのかが成ります。(難しいですが...)

―捜査―公訴―公判―判決(―控訴―上告)

隣の家で夜中ドタバタと音がします。恒常ではないので110番しました。警察が飛んできて隣の玄関に入っていると血だらけです(ドラマと思ってください)。

凶器らしき物もありま

した。警官はまず事件性がある限り、本部に連絡します。何故か犯人が近くに潜んでいる可能性があるからです。

近所の聞き込みが始まり、かき集めた有力情報を本部が総合的に判断し、ある程度の犯人像(年齢・性別・身長・服装・移動手段等)を作り上げ周辺に緊急配備を引きます。

初動捜査が一番大事だからです。時間が経てば経つほど、犯人は遠くに逃げて逮捕の確率が下がってきます。そこで重要なのが職務質問になります。

昔は「キミキミそこで何やっているの?」(警察官職務執行法2条1項)

■お困りごとは植村司法書士事務所まで
つづく

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察④



刑事訴訟法は専門外ですが…

現在は「あの、ちよっと、すいません。聞かせて貰っていいですか?」とかける言葉は変わりましたが、やることは新旧一緒です。

懐中電灯で、顔を照らして、指名手配の犯人像の特徴を確認します。ほとんどは「協力ありがとうございます」でサヨナラですが、まさにドンビシャ・ビンゴの場合は身柄確保となります(ここで思い出してほしいのですが警邏の巡査は2人1組で見回ります。1人が身柄確保の場合、他の1人が本部に連絡するため

です)。

容疑者は現行犯(準現行犯)逮捕で手錠をはめられて、パトカーの後部座席の真ん中で、両端には刑事又は警官に囲まれて、所轄の警察署(私たちの地域では住吉警察署)に連行されます。

逮捕は通常逮捕(裁判所からの逮捕状)・現行犯逮捕(犯罪現場及びその直後・緊急逮捕(犯人の自首出頭)に分かれます。

その要件は、①嫌疑の相当性(指紋等で犯人に違いないという確証)②逃亡や罪状隠滅のおそれ(海外へ行つちやう、証拠を隠される)がある場合とされています。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察⑤



刑事訴訟法は専門外ですが…

逮捕されれば管轄警察署(ここでは住吉警察署内の留置場)一般的に言うプタ箱に留置されます。

そこで警察官(刑事)一般的な事件捜査に当たる管理職ではない私服警察官(実際やはり迫力があります)による取り調べがあります。ここで今言われているのがビデオで録画しる云々です。《私的には刑事の取り調べは怖いよ〜が犯罪の抑制につながると信じておりますが》

時間的制限があり48時間以内に検察官に送致しな

ければなりません(送検)。

物的証拠がなければ若い嫌疑な検察官に「証拠がないんだよ」と偉そうなことを言われてしまいます。そうなると思われないで。

身柄は釈放で事実等を送られるのが「書類送検」というやつです。刑事ドラマ等で有名な刑事等の取り調べは最大48時間であるという事はチェック項目ですね。個人的には1週間ぐらいかめへのんちゃうん」と思いますがそこにでてくるのが人権と言っ輩です。

被疑者が犯人である蓋然性が高い処になると警察から検察へバトンタッチになります。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察⑥



刑事訴訟法は専門外ですが…

警察に48時間取り調べられたあと、大阪市福島区福島1-1-60(朝日放送新社屋の東側)にある大阪地方検察庁(泣く子も黙る大阪地検)に連れて行かれ検察官に面接です。

被疑者が言い分を十分に言ったつたら検察官は勾留請求(コイツは犯人や)か釈放(証拠がないわ・裁判負けるわ)かを決めなければなりません。コイツは犯人やの勾留請求の段取りになると今度は裁判官との面接です(もう観念しなはれの状態)。

裁判官は検察や警察に不手際が無いと拘留決定で10

日間拘留所(満杯なので実際は留置場)で拘束されることとなります。検察官の取調べが始まります。

【※留置所は各都道府県警察の警察署内に設置、全国で1300カ所あります】

警察に逮捕された後、取調べをするため引き続き身柄を拘束するための施設(通称ぶた箱)で泥酔者を保護するため入れるのは保護室(通称トラ箱)とは別です。

拘留所(全国に8カ所)は裁判を受けて判決が出るまでの間身柄を収容するための施設でここでは大阪拘留所(大阪市都島区友洲町1-2-5)になります。ちなみに東京には東京拘留所と立川拘留所の2つがあります。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察⑦



刑事訴訟法は専門外ですが…

事件を引き継いだ担当検察官は、24時間以内に警察の調査及び証拠を以て、釈放するか、拘留するかを決定し、その拘留期間は10日(延長が認められればあと10日)です。

その結果、逮捕されてから23日間で起訴するか、釈放するかを決めなければなりません。それと不当逮捕になれば、後で損害賠償の対象になります(最高で1日1万2千円)し、世間から検察・警察の権威は失墜します。

被疑者の立場になります

と黙秘権(自己にとって不利益かどうかを問わずに、刑事事件の捜査段階ないし取調べにおいて「自己の意思に反して供述をする」ことを強要されず(刑事訴訟法第198条第2項)、

また、自己にとって不利益かどうかを問わずに、刑事訴訟において、「終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる」権利(刑事訴訟法第291条第3項、同第311条1項)をいこうがありますし、接見交通権(弁護士に合わせる、話させる…)も認められます。

しかし普通弁護士の知り合いは居ません。おじさんが弁護士だという話もあまり聞かれません。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察⑧

刑事訴訟法は専門外ですが...



知り合いの親戚が以前お世話になった弁護士事務所へ相談に行きました。(事件内容により千差万別ですが敢えて言うなら)着手金30〜40万、報酬30〜40万合計60万〜80万は覚悟が要りそうです。(殺人事件の被疑者弁護で着手金100万は聞いたことがあります)。

事件によっては国選弁護士が付くことがあります。(国選弁護人の費用・裁判の費用・被告人の護送のガソリン代・拘留所、刑務所の電氣代・食事代、維持費全部国民(皆様)からかすめ取っ

た税金です、ええ加減にしろと思えますが...全ての刑事事件に国選弁護人が付くわけではないので要注意です。
次に起訴が決まって判決が下るまで保釈制度があります。

小室哲哉、アスカ、のりぴーも公判日は、警察の護送車ではなく、弁護士と一緒にダークスーツに正装して、俯き加減で裁判所に入りましたよね。

後の会見は「皆様で迷惑お掛け致しました」の決まり文句(弁護士の筋書き通りです)。反省しており出すのオーラを全身から出してください。「運が悪かった、オレだけと違っの」はダメダメ... つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

検察と警察⑨

刑事訴訟法は専門外ですが...



警察に逮捕されたのに白昼に正々堂々と警官の前を歩いているじゃありませんか...? どういう事...

そういう変な制度です。「再犯や証拠隠滅、期日に出頭すること等を守れば金(保釈金)を積めば拘留所から出られるのです。もちろん重罪(殺人・放火・強盗等凶悪犯は無理です。何かお金で自由を買ってるみたいですよ。その金額は裁判所が保釈の許可と共に決

めますが、罪状によってだけではなく、被告人の経済

力も考慮に入れるみたいですよ。

有名どころでアスカ(700万)、のりぴー(1000万)、小室哲哉(3000万)、野村紗知代(5000万)、田中角栄(2億円)、堀江モン(3億円)、末野興産社長(15億)、ハンナン牛肉偽装事件(20億)となってます。

通常は150〜300万円らしいです。(捕まったことがありませんので)保釈支援もあり社団法人日本保釈支援協会(03・3663・6655)が150万円を2ヶ月立替の場合で手数料が3万7千500円です。ご利用の方は上記まで電話してください。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

刑事裁判①

刑事訴訟法は専門外ですが...



検察側が容疑者を起訴する事が決まったとしましよ。そうなる裁判所での刑事裁判で有罪か無罪かが争われ、検察は有罪を立証し、弁護側は無罪又は刑を軽くするために反論します。容疑者(被疑者から被告人に名称が変わります)の審理が始まります。

裁判で重要なのは、真実は、被告人と真犯人と神だけが知っているという事です。裁判官も検察官も弁護士も真実は判りません。事実(証拠・証人・証言)によって、真実に近づける作業が

裁判と言える事にもなるでしょうか?

もし検察がなければ、国は無法状態になります。罪を犯しても、刑務所に行かなければ国中が無秩序で社会的安定性を欠くことになり、一般市民生活はできなくなります。

もし弁護人が不在なら、被告人の人権(犯人であっても、追いつめられていたり、誰かの指示に従ったなど)と警察権の乱用を防ぐことにもなります。(刑事事件では私選弁護人が居なければ国選弁護人は着きます)

TVでお馴染みの裁判官が正面、検察は左側、弁護は右側に着席します。 ■お困りごとは植村司法書士事務所まで

■身近な暮らしの

法律解説

刑事裁判②

刑事訴訟法は専門外ですが...



一定の重大な犯罪(殺人罪・傷害致死・強盗致死罪・現住建造物放火罪・身代金目的誘拐等の死刑無期懲役の罪状)は第一審の地方裁判所では、裁判員制度になります。

よって先般逮捕されました和歌山小五刺殺事件(被害者並びに被害者加害者の家族にお悔やみを申し上げます)が裁判員裁判となります。

さてどのようにして裁判員を選ぶのでしょうか? 一時期話題になりましたが復習という意味で記載します。

というのはあなたが選ばれる可能性があるからです。

①各地方裁判所ごとに選挙人名簿を基にくじで選んで裁判員候補者名簿を作成します。

②裁判員候補者名簿に登録されたことが通知されます(もうびっくりです)。それと共に辞退時由等に該当しているかどうかの調査票が送付されます。(一年を通じて辞退事由が認められる人は裁判所に呼ばれることはありません)

③事件ごとに裁判員候補者名簿の中からくじで裁判員候補者が選ばれます。

④裁判の6週間前迄に質問票と選任手続き期日のお知らせ(呼出状)が候補者に送られます(もうドキドキです)。 つづく

■お困りごとは植村司法書士事務所まで